

## 小林市スポーツ協会指導者人材バンク設置要項

### (目的)

第1条 この要項は、スポーツ指導者の登録及び派遣を行うことにより、市民がスポーツ活動に参加できるきっかけづくりを進め、全ての市民の生涯にわたる健康で生き活きたした生活の実現を目的とする。

### (事務局)

第2条 指導者人材バンク(以下「人材バンク」という。)の事務局を、小林市スポーツ協会(以下「市協会」という。)内に置く。

### (業務)

第3条 人材バンクは、次の業務を実施する。

- (1) 指導者の登録及び派遣に関すること。
- (2) 指導者の資質向上に関すること。
- (3) その他運営に必要な事項及び目的の達成に必要な事項に関すること。

### (登録要件)

第4条 人材バンクに登録しようとする指導者は、20歳以上の者で、指導する種目、活動に関する専門的な知識と技能を有し、以下にあげる要件を満たした者とする。

- (1) 市協会、市協会に加盟する競技団体の推薦する者
- (2) 小林市教育委員会、小林市内小中学校長の推薦する者
- (3) 小林市スポーツ指導者協議会、小林市スポーツ少年団本部の推薦する者
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者
- (5) 教員免許を有し、当該種目、活動の指導実績のある者
- (6) 公募において登録を希望する者は、当該種目、活動に5年以上の経験を有すること。

### (登録申請)

第5条 以下の書類のうち、申請に必要なものを市協会事務局に郵送もしくは持参する。

- (1) 小林市スポーツ協会指導者人材バンク登録申請書(様式第1号)
- (2) 資格要件に関わる書類(教員免許、指導者資格等)の写し

### (登録決定)

第6条 前条により提出された書類は、市協会により審査し、場合によっては面接を行い決定し登録する。

### (登録内容の変更及び取り消し)

第7条 登録された指導者は、登録内容に変更が生じた場合、または、指導者としての活動が継続できない事情が生じた場合は、速やかに市協会に申し出なければならない。

2 登録指導者が以下のいずれかに該当する場合は、市協会の決定により登録を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があった場合
- (2) 人材バンクを利用して、営利目的など本来の活動以外の活動を行った場合
- (3) その他登録指導者として不適格であると判断できる事由があった場合

### (指導内容)

第8条 登録された指導者は、以下に掲げる職務を行う。

- (1) 実技及び安全予防に関する指導
- (2) 用具の点検管理
- (3) 練習計画、大会参加計画等の作成と実績・結果報告
- (4) 活動参加者家族等との連携

(研修)

第9条 登録指導者は、市協会が実施する指導者研修会に参加し、指導者としての資質向上に努めなければならない。

(保険)

第10条 登録指導者は、派遣依頼者との協議により、スポーツ安全保険等の傷害保険・賠償責任保険に加入するものとする。

(謝礼金等)

第11条 登録指導者に対する謝礼金は、派遣依頼者の負担とする。また、別途交通費等の負担が必要な場合には両者間で協議を行うこととする。

(事前協議)

第12条 登録指導者及び派遣依頼者は、第8条、第10条及び前条の内容について、活動開始前に十分な協議を行わなければならない。

(経費)

第13条 この要項に関わる経費については、市本部の一般会計及び特別会計に計上するものとする。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和 年 月 日から施行する。